

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

■ 政策等の題名

杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）について

■ 政策等の公表日

平成26年12月1日（月）

■ 意見提出期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月5日（月）

■ 意見提出実績

22件（個人14件、団体8件）、延べ133項目

提出方法の内訳

- ・電子掲示板 5件
- ・FAX 5件
- ・メール 12件

■ お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙1「区民意見の概要と区の考え方」のとおり

■ 基準（案）修正箇所一覧

別紙2「子ども・子育て支援事業計画（案）の修正一覧」のとおり

■ 問合せ先

保健福祉部 子育て支援課 新制度準備担当

電話 03-3312-2111 内線 1398

区民意見の概要と区の考え方

1 計画案に対する意見(項目の記載は計画本体の章建てによる)

項目	意見の概要	区の考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
1 計画の目的		
No.1	保育の量的拡大に当たっては、保育スペースや園庭などの良質な環境づくりの視点を重視してもらいたい。【他、同趣旨1件】	今後とも、保育の質と安全性の確保を重視しつつ、施設整備等に努めていきます。
No.2	家庭で子育てしている保護者が孤立することのないよう支援を充実してもらいたい。	今後とも、乳幼児親子のつどいの場の充実を図るとともに、すこやか赤ちゃん訪問などを通して育児不安の解消・軽減等を図る取組を進めていきます。
第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等		
3 量の見込みとそれに対する確保量等		
(1) 就学前の教育・保育		
② 保育施設(保育所、認定こども園(長時間保育)、地域型保育事業、認可外保育施設等)		
No.3	27年度における0～2歳児の保育需要に対して、認可保育所の定員弾力化で対応することは難しいのではないかと。【他、同趣旨3件】	27年度4月に向けては、この間の調整により50人規模の定員弾力化による入所枠を確保しています。これに加え、新規開設する認可保育所等のスペースを活用した低年齢児を対象とする「定期利用保育」を新たに実施していく考えです。
No.4	3～5歳児の保育需要に対しては、認可外保育施設ではなく、認可保育所認定子ども園で対応してもらいたい。【他、同趣旨7件】	計画案でお示ししたとおり、今後も認可保育所を核とした施設整備を進めていく考えです。
No.5	認可保育所を増設してもらいたい。【他、同趣旨20件】	
No.6	区立保育園の民間委託化は進めないでもらいたい。【他、同趣旨1件】	サービスの向上と効率的効果的な運営を図る視点から、今後とも行財政改革推進計画に基づき、区立保育園の民営化等の取組を図っていく考えです。
No.7	計画案に示された保育の量の見込みは低すぎるのではないかと。【他、同趣旨19件】	計画案に示した量の見込みは、いずれもニーズ調査結果及び区の人口推計値を基に算出しているものです。なお、これらはあくまでも推計値であり、今後の施設・事業の利用状況等の推移等を踏まえつつ、量の確保の適切な推進を図っていきます。
No.8	保育の量の見込みでは、育児休業取得分を除外しているのではないかと。【他、同趣旨5件】	育児休業取得分については、ニーズ調査結果を踏まえ、全て育休明け時点における保育ニーズとして適切に算定しています。

No.9	地域型保育事業や認可外保育施設に入所していても、認可保育所への入所を希望する場合には、待機児童としてカウントすべき。【他、同趣旨2件】	区では、25年度より、国の待機児童の定義に依らず、より実態に即した区独自の待機児童数を算定・公表しています。
No.10	新制度に基づく小規模保育事業は、B型でなくA型としてもらいたい。【他、同趣旨5件】	新制度における小規模保育事業は、A・B・Cの3類型があり、事業者からの具体的な認可申請に基づき、個別に判断すべきこととなっています。 なお、現在の東京スマート保育は、新制度に基づく小規模保育事業B型を先行実施したものであり、直ちにA型に移行できるものではありません。
(2)地域子ども・子育て支援事業		
No.11	地域子ども・子育て支援事業は、児童館を軸とした子育てネットワークの下で行うことを明記してもらいたい。	本事業は広範な内容となっており、児童館のほか、保健センターや子ども家庭支援センターなど関係部署全体で取り組むべきものと考えています。なお、児童館再編後の子育てネットワーク事業については、児童館施設等を活用して整備する（仮称）子どもセンターを核として引き続き推進していきます。
③利用者支援(新規事業)		
No.12	新たな利用者支援の拠点となる子どもセンターについて、十分な周知を図ってもらいたい。	27年4月に5か所の保健センター内へ子どもセンターを開設することとしており、今後、区広報・ホームページ、リーフレット等により周知を図っていきます。
⑦病児保育(病児保育事業)		
No.13	病児保育の必要性についてはどの様にとらえているのか。【他、同趣旨2件】	保育需要の増加傾向が続く中で、病児保育のニーズも高まってきており、今後ともニーズに応じた事業の充実を図っていく考えです。
⑨学童クラブ(放課後児童健全育成事業)		
No.14	学校内に学童クラブを入れ、学校の中だけに子どもたちを閉じ込めないでほしい。 【他、同趣旨4件】	学童クラブを最寄りの小学校内へ段階的に整備する際には、より広い施設・敷地を有効活用して、一層充実した育成環境を整えていきます。
⑩要保護児童等の支援のための事業(養育支援訪問事業等)		
No.15	児童虐待は大きな社会問題であり、要保護児童等への支援を一層充実させてもらいたい。	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応による重症化予防などの総合的な児童虐待対策を推進していきます。

2 その他の意見

項目	意見の概要	区の考え方
施設再編整備計画関連		
No.16	貴重な複合施設である「あんさんぶる荻窪」を無くさないでほしい。【他、同趣旨 1 件】	区では、「あんさんぶる荻窪」と荻窪税務署等跡地の財産交換に関する協議を国と進めており、荻窪税務署等跡地に大規模な特別養護老人ホームや、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能等を備えた（仮称）天沼三丁目複合施設の整備を計画しています。この財産交換に伴い、「あんさんぶる荻窪」内にある施設の機能については、（仮称）天沼三丁目複合施設のほか、桃井第二小学校及び杉並保健所内等に適切に移転整備し、充実を図っていきます。
No.17	児童館を無くさないでほしい。【他、同趣旨 5 件】	児童館という限られた施設・スペースで、0～18 歳までの児童を対象とした全てのサービスの充実を図ることは困難です。区立施設再編整備計画に基づき、現在の児童館が果たしてきた機能・役割を、身近な小学校や新たに整備する（仮称）子どもセンター等で継承し・充実・発展させる取組を、丁寧かつ段階的に進めていきます。
No.18	計画案には、児童館運営に関する記載がない。【他、同趣旨 2 件】	現在の児童館事業を含む子ども・子育て支援施策・事業の全体像は、保健福祉分野の総合的な計画である保健福祉計画で明らかにします。
No.19	学童クラブなどの児童館の機能を小学校内へ移すことには無理があるのではないか。	学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業を小学校内で実施するに当たっては、当該校の実情等を踏まえて、余裕教室のみならず、校庭や体育館、特別教室、図書室等の活用を図るとともに、学童クラブ利用児童と他の小学生との交流機会を確保するなど、児童の健全育成環境を一層充実させていく考えです。
No.20	学童クラブと小学生の放課後等の居場所事業を併せて小学校内で実施することは無理があるのではないか。	
No.21	小学校内に学童クラブを設置する場合には、これまで同様に施設を整備し、職員を配置してほしい。	学童クラブを小学校内へ段階的に整備する際には、より広い施設・敷地を有効活用して、一層充実した育成環境を整えていきます。また、職員配置についても、区基準に基づき、これまで同様に適切に配置していく考えです。
No.22	学童クラブを民間委託化して大丈夫なのか。	これまでに 11 か所の学童クラブの運営委託を円滑かつ適切に実施しており、引き続き個々のクラブの実情に応じた運営委託を計画的に進めていきます。

No.23	学童クラブの実態を定期的に把握し、利用者の声を運営に反映させてもらいたい。	今後とも、保護者会や利用者アンケート等により意見・要望を定期的継続的に把握し、運営の充実に活かしていきます。
No.24	学童クラブ等の児童館機能を小学校へ移した場合、学校には通えないが児童館には通える子どもはどうなるのか。	学校外の居場所の必要性は認識しており、区教育委員会による「さざんか教室」のほか、今後計画的に整備する多世代が利用可能な地域コミュニティ施設を含め、地域における居場所づくりを図っていく考えです。
No.25	区立施設再編整備計画では、学校内に集会施設を併設する考えが示されているが、安全面で問題があるのではないか。	学校は、子どもの学びの場であるとともに、大人も学び、人々のつながりを生む地域の拠点でもあります。既に、学校には、学校支援本部や学校開放事業による開放会議室などがあり、地域の方々が利用しています。なお、安全管理につきましては、利用者の動線などに留意して、諸施設の整備をまいります。
保育施策関連		
No.26	株式会社による保育施設運営に際しては、倒産などにより撤退することのないよう事業者選定や指導調査を徹底してもらいたい。【他、同趣旨5件】	今後とも、株式会社等の運営主体の別に関わらず、事業者選定に当たっては外部の専門家による財務診断を行うとともに、開設後の指導検査を適切に実施していきます。
No.27	地域型保育事業や認可外保育施設に対する指導検査を一層徹底してもらいたい。【他、同趣旨2件】	引き続き東京都と連携・協力しながら、適切な運営が確保されるよう指導検査を行っていきます。
No.28	区保育室や認証保育所の設置基準を遵守してもらいたい。【他、同趣旨2件】	区保育室等の設置基準を引き続き遵守し、保育の質と安全性を確保していきます。
No.29	区保育室の新制度に基づく施設への移行を図るべき。【他、同趣旨2件】	施設の状況や定員規模等に照らし、移行可能なものについては、運営事業者の意向を踏まえつつ、移行に向けた支援を行っていく考えです。
No.30	保育施設の現状等について、区民に分かりやすく公表・周知してもらいたい。	今後とも、広報のほか区ホームページ上の「保育ホットナビ」を一層活用し、区民が必要とする情報を適時適切に提供できるよう努めていきます。
No.31	上の子どもが区保育室に入所しているが、下の子どもで育児休業を取得した場合、区保育室を退所しなければならないのか。	上の子が当該施設の利用可能年齢である間は、認可保育所と同様に、原則として下の子が満1歳になるまで、又は育児休業が1年以上取得できる事業所に勤務する場合には満1歳になる年度末まで利用できることとしています。

No.32	4月入所に合わせて育児休業を1歳未満で切り上げるようなことのないよう、育児休業を認められた期間しっかり取得することができるようにしてほしい。	育児休業制度と保育制度を一層連動させていく視点は重要と考えており、ニーズに対応した各歳児別の保育定員を確保するとともに、引き続き、国や東京都へ育児休業制度の充実等について働きかけていきます。
No.33	保育士の処遇改善を図るべき。【他、同趣旨4件】	今後とも、国や東京都の補助制度を活用しながら、保育士の処遇改善等に努めていきます。
No.34	子ども・子育て支援新制度の実施により、保育標準時間と保育短時間の2区分の設定となるが、双方の保育料は同額にできないのか。	基本的には、保育標準時間と保育短時間の区分毎に保育料を設定すべきものと考えています。
No.35	新制度に基づく保育施設の保育料及び延長保育料は、現在よりも負担が増えないようにしてもらいたい。【他、同趣旨6件】	新制度に基づく保育料は、国が示す保育料設定の基本的考え方を踏まえつつ、新制度への円滑な移行を図る観点から、延長保育料を含め、現在の保育料体系をベースに設定していく考えです。

子ども・子育て支援事業計画(案)の修正一覧

No.	修正箇所	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	P 7 2行目	女性の就業率の高まりを背景に、区内の保育需要は一貫して増加傾向にあり、保育の待機児童の早期解消を図る必要があります。	女性の就業率の高まりを背景に、区内の保育需要(保育定員+待機児童数)は一貫して増加傾向にあり、保育の待機児童の早期解消を図る必要があります。	よりわかりやすい記述に修正
2	P 1 0	(※6) 地域型保育事業について ●家庭的保育 家庭的な雰囲気の下で少人数(定員5名以下)を対象に保育を実施する事業です。	(※6) 地域型保育事業について ●家庭的保育 家庭的な雰囲気のもとで少人数(定員5名以下)を対象に保育を実施する事業です。	より適切な記述に修正
3	P 1 3	(※9) 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、 <u>グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ</u>	(※9) 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、 <u>私立幼稚園の長時間預かり</u>	誤記による修正
4	P 1 3 下から8行目	○平成27年度は、0～2歳児の確保量が不足するため、認可保育所の定員弾力化及び余裕スペースを活用した保育の実施等の手立てを講じていく考えです。	○平成27年度は、0～2歳児の確保量が不足するため、 <u>既存の認可保育所の定員弾力化に加え、新設する認可保育所などの余裕スペース等</u> を活用した保育事業(定期利用保育事業)を実施していく考えです。	よりわかりやすい記述に修正
5	P 1 4 下から2行目	○今後とも、妊婦健康診査対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による健診体制の下、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。	○今後とも、妊婦健康診査対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による健診体制のもと、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。	より適切な記述に修正
6	P 1 6 *(仮称)子どもセンターの整備か所数	30年度 31年度 量の見込み <u>7か所</u> <u>7か所</u> 確保量 <u>7か所</u> <u>7か所</u>	30年度 31年度 量の見込み <u>8か所</u> <u>8か所</u> 確保量 <u>8か所</u> <u>8か所</u>	整備か所数を上方修正したことに伴う修正
7	P 1 6 下から3行目	○計画期間内には、「区立施設再編整備計画」(平成26年3月策定)に基づき、保健センター内へ5か所整備(平成27年度)するほか、施設再編後の児童館施設を活用した2か所の整備を計画しています。	○計画期間内には、「区立施設再編整備計画」(平成26年3月策定)に基づき、保健センター内へ5か所整備(平成27年度)するほか、施設再編後の児童館施設等を活用した3か所の整備を計画しています。	整備か所数を上方修正したことに伴う修正
8	P 1 7 下から5行目	○計画期間内には、「区立施設再編整備計画」(平成26年3月策定)に基づき、平成28・30年度に各1か所ずつ、施設再編後の児童館施設を活用した(仮称)子どもセンターを整備するに当たり、乳幼児親子のつどいの場の拡充を計画しています。	○計画期間内には、「区立施設再編整備計画」(平成26年3月策定)に基づき、施設再編後の児童館施設等を活用した(仮称)子どもセンターを平成28年度に1か所、平成30年度に2か所整備するに当たり、乳幼児親子のつどいの場の拡充を計画しています。	整備か所数を上方修正したことに伴う修正
9	P 2 5 下から3行目	○今後とも、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員のほか、民生児童委員等の協力を得て、養育支援が特に必要な家庭に対して、妊娠・出産期から子育てまでを通したつながりのある支援を図っていきます。	○今後とも、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員のほか、 <u>民生委員・児童委員</u> 等の協力を得て、養育支援が特に必要な家庭に対して、妊娠・出産期から子育てまでを通したつながりのある支援を図っていきます。	より適切な記述に修正
10	P 1 1、1 3、 2 3	【量の見込みとそれに対する確保量】 _____	【量の見込みとそれに対する確保量】 基準日：各年4月1日	よりわかりやすくするため追記